



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県補助金等交付規則の一部を改正する規則	財 政 課
◎ 告 示	
○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正	総 務 文 書 課
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
○工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等の一部改正	監 理 課
・道路の区域変更（5件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
◎ 公 告	
・特定計量器定期検査の実施（2件）	計 量 検 定 所
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（4件）	経 営 支 援 課
・長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員候補者の推薦	雇 用 労 働 政 策 課
・肥料の登録	農 産 園 芸 課
・管理規程変更の認可	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業変更計画の決定（2件）	〃
・土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧	住 宅 課
◎ 正 誤	
・令和3年8月10日付け長崎県公報第11043号中	水 産 経 営 課

規 則

長崎県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第76号

長崎県補助金等交付規則の一部を改正する規則

長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

何年度（補助金等の名称）交付申請書

何年度において（補助事業等の名称）について、（補助金等の名称） 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関 係 書 類

- 1 何事業計画書
- 2 何収支予算書
- 3 何 々

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）
発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

様式第2号

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

何年度（補助事業等の名称）実績報告書

年 月 日付長崎県指令（ ）（ ）第 号で交付の決定の通知があった（補助事業の名称）について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

関 係 書 類

- 1 何 々
- 2 何 々
- 3 何 々

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）
発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

様式第2号の2

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

何年度(補助事業等の名称)実績報告書及び(補助金等の名称)交付請求書

年 月 日付長崎県指令()()第 号で交付の決定の通知があった(補助事業等の名称)について、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第13条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

なお、同規則第16条の規定により(補助金等の名称)を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金 円

関係書類

1 何々

2 何々

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△(連絡先○○○-○○○-○○○○)

様式第3号

何年度(補助金等の名称)交付請求書(前金払・概算払)

金 円

(年 月 日付長崎県指令()()第 号で額の確定の通知があった)(補助金等の名称)を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第16条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(前金払・概算払)を必要とする理由

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△(連絡先○○○-○○○-○○○○)

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第591号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 学事振興課関係						別表（第2条関係） 学事振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1	長崎県 私立学 校教育 振興費 補助金	私立の高 等学校等 における 教育の振 興と保護 者の教育 費負担の 軽減を図 る。	補助対象者が高 等学校（ <u>広域通 信制課程を除 く。</u> ）等を運営 するために要す る経費	略		1	長崎県 私立学 校教育 振興費 補助金	私立の高 等学校等 における 教育の振 興と保護 者の教育 費負担の 軽減を図 る。	補助対象者が高 等学校等を運営 するために要す る経費。 <u>ただ し、広域通信制 課程は特別加算 とし、その算定 方法は別に定め る。</u>	略	
2～14 略						2～14 略					
15	私立学 校よか とこ推 進プロ ジェク ト事業 費補助 金	私立学校 が、これ からの時 代の教育 に対応し 、教員の 教育力向 上のため の研究活 動、生徒 の能力を 伸ばす教 育、地域 に根付い たふるさ と教育の 実践等に 取組み、 その成果 を深化さ せること で私立学 校全体の 魅力向上 に資する 。	学校法人が行う 私立学校の教育 力向上のための 研究活動、生徒 の能力を伸ばす 教育、地域に根 付いたふるさと 教育の実践等に 向けた取組及び その成果の深化 に要する経費	略		15	学校力 をパワ ーアッ プ私立 学校実 践支援 事業補 助金	建学の精 神に基づ いて、創 意工夫に よる特色 ある教育 を行う私 立学校の 魅力をさ らに向上 させると もに、 新たな 教育課題 に対応し て教育力 を一層向 上させる 私立学校 の取組並 びにその 成果の発 信及び共 有を支援 すること で、私立 学校全体 の教育力	学校法人が行う 私立学校の創意 工夫を活かした 教育課題の解決 に向けた取組並 びにその成果の 発信及び共有に 要する経費	略	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

長崎県告示第592号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 1 農政課関係						別表（第2条関係） 1 農政課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 及び 2 略						1 及び 2 略					

3	スマート農業営農体系確立支援事業費補助金	持続的生産に関する産地の課題解決のため、先端技術を組み入れた新たな営農技術体系の構築に向けて行う取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 検討会の開催及び産地営農体系革新計画の策定 (2) 新たな営農技術体系の検証	定額 ただし、補助金額の上限は1取組主体当たり200万円以内	生産者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。）、ICTベンダー、農機メーカー、地方自治体等により構成されている協議会。このうち、生産者及び県（普及組織）は必須の構成員とする。	3	長崎県農業用ハウス強化緊急対策事業費補助金	農業用ハウスの補強等により、豪雨、台風等によるハウスの倒壊及び損傷を防止し、農業経営の安定を図る。	既存の農業用ハウスの自然災害被害防止対策に要する経費 (1) ハウス本体の補強 (2) 防風ネットの設置 (3) 耐侯性の発揮や停電時の被害防止に必要な融雪装置及び加温装置並びに非常用電源の導入等	2分の1以内	市町
4 略						4 略					
5	令和2年台風第9号及び第10号により被災した農業用ハウス・畜舎等の復旧対策支援事業補助金	新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動が停滞する中、令和2年台風第9号及び第10号に伴う強風及び大雨により被災した農業者の負担軽減と早期の営農再開を図るため、	次に掲げる事業に要する経費 (1) 農産物の生産に必要な施設（農業用ハウス、畜舎、堆肥舎、加工施設等）の再建及び修繕や農業用機械の再取得及び修繕に係る経費 (2) 農産物の生産に必要な共同利用施設（集出荷施設、畜舎、堆肥舎等）等の再建及び修繕に係る経費	被災時に共済等に加の場合10分の3以内被災時に共済等に加え加入の場合は100分の15以内	市町						

2 農山村振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略					
4	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	市町が作成する鳥獣被害防止計画に基づく取組を支援し、イノシシ等有害鳥獣による農作物被害の防止を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 推進事業 被害防止活動推進等に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による	市町、 <u>地域協議会及び地域協議会の構成員</u>

被災した
農業用ハ
ウス・畜
舎等の復
旧対策を
支援する
。

2 農山村対策室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略					
4	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	市町が作成する鳥獣被害防止計画に基づく取組を支援し、イノシシ等有害鳥獣による農作物被害の防止を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 推進事業 (1) 被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 オ サル複合対策 カ 他地域人材活用 キ ICT等新技術の活用 ク ICTの活用による情報管理の効率化 (2) 実施隊特定活動 ア 大規模緩衝地帯整備 イ 誘導捕獲 な 導入 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	予算の範囲内で知事が別に定める基準による	1 市町及び複数の市町域を含む地域協議会

			2 整備事業 鳥獣被害防 止施設等の整 備に要する経 費					(6) 処理加工 施設の人材 育成 (7) 鳥獣被害 対策実施隊 機能強化 2 整備事業 (1) 鳥獣被害 防止施設 ア 新規整 備 イ 再編整 備 (2) 処理加工 施設 (3) 捕獲技術 高度化施設 (4) 地域提案 3 捕獲事業	2 地 域協 議会 及び 地域 協議 会の 構成 員 3 地 域協 議会 及び 市町 (地 域協 議会の構 成員に限 る。)				
							5	ながさ き鳥獣 被害防 止総合 対策事 業費補 助 金 (中山 間地域 所得向 上支援 事業)	市町が作 成する中 山間地域 所得向上 計画に基 づく取組 を支援し 、イノシ シ等有害 鳥獣によ る農作物 被害の防 止を図る 。	次に掲げる事業 に要する経費 1 推進事業（ 鳥獣対策事業 に関するもの に限る） 2 整備事業 (1) 鳥獣被害 防止施設 (2) 処理加工 施設 (3) 捕獲技術 高度化施設	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。	1 市 町 2 地 域協 議会 及び 地域 協議 会の 構成 員	
5及び6 略							6及び7 略						
7	長崎県 農業委 員会交 付金等	農業生産 力の増進 及び農業 経営の合 理化・農 業の健全 な発展に 寄与す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 農業委員会 交付金事業 ア 農業委員 及び農地利 用最適化推 進委員手当 イ 職員設置	(1) 定 額	(1) 市 町								

			<u>費</u> <u>ウ 農地調査</u> <u>・資料整備</u> <u>費</u> <u>(2) 農業委員会</u> <u>ネットワーク</u> <u>機構補助金</u> <u>事業</u> <u>ア 農地法に</u> <u>より都道府</u> <u>県農業委員</u> <u>会 ネット</u> <u>ワーク機構</u> <u>が行うもの</u> <u>とされた業</u> <u>務に要する</u> <u>経費</u> <u>イ 市町農業</u> <u>委員会の活</u> <u>動支援に要</u> <u>する経費</u>	<u>(2) 10</u> <u>分の</u> <u>10以</u> <u>内</u>	<u>(2) 一</u> <u>般社</u> <u>団法</u> <u>人長</u> <u>崎県</u> <u>農業</u> <u>会議</u>
8	長崎県 機構集 積支援 事業交 付金	農業生産 力の増進 及び農業 経営の合 理化を図 り、農業 の健全な 発展に寄 与する。	<u>次に掲げる事業</u> <u>に要する経費</u> <u>(1) 農地法等に</u> <u>基づく事務の</u> <u>適正実施のた</u> <u>めの支援事業</u> <u>(2) 農地の有効</u> <u>利用を図るた</u> <u>めの支援事業</u> <u>(3) 広域的な農</u> <u>地利用調整活</u> <u>動等への支援</u> <u>事業</u>	<u>(1) 定</u> <u>額</u> <u>(2) 定</u> <u>額</u> <u>(3) 定</u> <u>額</u>	<u>(1)及び</u> <u>(2) 市</u> <u>町</u> <u>(3) 一</u> <u>般社</u> <u>団法</u> <u>人長</u> <u>崎県</u> <u>農業</u> <u>会議</u>
9	長崎県 国有農 地等管 理処分 事業事 務取扱 交付金	国有農地 等の管理 及び処分 並びに対 価徴収の 事務取扱 経費を負 担すること により、 国有農地 等管理 処分業務 の円滑な 推進を図 る。	<u>農地法等に規定</u> <u>する農林水産省</u> <u>所管の国有農</u> <u>地、開拓財産等</u> <u>の管理及び売渡</u> <u>等の処分に要す</u> <u>る経費</u>	<u>10分の</u> <u>10以内</u>	市町

4 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1～8 略

9 略

4 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県担い手育成強化支援事業費補助金	次代を担う新規就農者の確保及び育成を図るとともに、担い手公社の経営基盤強化に資することを目的とする。	補助対象者が新規就農者の研修に要する経費を補助する場合の当該補助に要する経費	2分の1以内 。ただし、研修生1人につき30万円を限度とする。	市町

2～9 略

10 諫早湾周辺地域カバークロップ導入促進事業費補助金	諫早湾干拓調整池の流域の農地からの肥料、有機物等の流入を削減することにより、水質の改善を図る。	補助対象者が調整池流域の畑地において、緑肥作物等（カバークロップ）の栽培を行う農家に対し、その種子の購入費用を補助する場合の当該補助に要する経費	10分の4以内	市
11 長崎県環境保全型農業直接支払交付金	環境保全効果の高い営農活動に取り組むことにより、地球温暖化防止や生物多様性保全を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 県環境保全型農業直接支払交付金 知事が別に定める環境保全型農業直接支払交付金の交付に必要な経費 (2) 県環境保全型農業直接支払等推進交付金 知事が別に定める事業の実施に必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町

12 略

13 人・農地プラン支援事業費	市町が行う地域の中心となる経営体	人・農地プランの実質化に要する経費	定額	市町
-----------------	------------------	-------------------	----	----

14及び15 略

16 略

17	長崎県 農地利用最適化交付金	農地利用の最適化を推進し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化・農業の健全な発展に寄与する。	農地等の利用の最適化の推進に関する事項の事務に係る農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に要する経費	定額	市町
18	長崎県 農地売買支援事業費補助金	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に規定する農地売買等事業の促進を図る。	農地売買支援事業業務費	10分の10以内	公益財団法人長崎県農業振興公社
19	長崎県 農地集積・集	利用可能な荒廃農地の再生	県担い手育成総合支援協議会の活動の強化に要	予算の範囲内で知事	県担い手育成総合支

構築推進事業費補助金	行う外国人材をはじめ、多様な人材の確保・育成等に向けた取組へ助成する。	人材確保に要する経費	等
------------	-------------------------------------	------------	---

19及び20 略

21	長崎県 農業経営継続支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大により経営に深刻な影響を及ぼしている農業者の経営継続に向けた相談体制を構築するための取組を支援する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者の相談体制を構築するための取組に要する経費（人件費）	10分の10以内	農業協同組合一般社団法人長崎県農業会議
----	-----------------------	--	--	----------	---------------------

22 略

23	農業労働力育成緊急支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による労働力不足を解消するための取組を支援する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による労働力不足解消のため、補助対象者が行う人材確保対策の取組に要する経費	2分の1以内	農業サービス事業体
24	長崎県 農業労働力確保緊急支援事業費補助金	共同選果場等において、離職者等の就業、就農に向けた技術習得等の取組を支援する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者を雇用し、共同選果場等へ派遣する取組に要する経費（人件費）	10分の10以内	農業サービス事業体

	約化総合整備事業費補助金	を図る。	する経費	が別に定める額	援協議会
20	長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金	農地中間管理機構による担い手への農地集積及び集約化を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 借受農地管理等事業 (2) 農地中間管理機構運営事業 (3) 機構集積協力金交付事業	定額	(1)及び(2) 公益財団法人長崎県農業振興公社 (3) 市町
21	農地中間管理機構経営基盤強化対策事業費補助金	農地中間管理機構の経営基盤の強化を図る。	公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理事業を安定的に実施するために要する経費	定額	公益財団法人長崎県農業振興公社
22	産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金	集落営農の組織化のサポート活動や集落営農法人の経営化に向けた専門家派遣等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 集落営農組織化エスコートランナー支援事業 (2) 稼ぐ法人発展支援スペシャリスト派遣事業	(1) 定額 (2) 定額	長崎県農業再生協議会 一般社団法人長崎県農業会議

5 農地利活用推進室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県農業委員会交付金等補助金	農地利用の最適化を推進し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化・農業の健全な発展に寄与する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 農業委員会交付金事業 ア 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当 イ 職員設置費 ウ 農地調査・資料整備費 (2) 機構集積支	(1) 定額 (2) 定	市町

			援事業 ア 農地法 （昭和27年 法 律 第229 号）に基づ く事務の適 正実施のた めの支援に 要する経費 イ 農地の有 効利用を図 るための支 援に要する 経費 (3) 農地利用最 適化交付金事 業 農業委員及 び農地利用最 適化推進委員 の報酬に要す る経費	額	
2	長崎県 農業委 員会ネ ットワ ーク機 構補助 金	農業生産 力の増進 及び農業 経営の合 理化を図 り、農業 の健全な 発展に寄 与する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 農地法によ り都道府県農 業委員会ネッ トワーク機構 が行うものと された業務に 要する経費 (2) 市町農業委 員会の活動支 援に要する経 費 (3) 広域的な農 地利用調整活 動への支援に 要する経費	(3) 定 額 (1)及び (2) 10 分の 10以 内 (3) 定 額	一般社 団法人 長崎県 農業会 議
3	長崎県 農地売 買支援 事業費 補助金	農業経営 基盤強化 促進法（ 昭和55年 法律第65 号）第7 条第1号 に規定す る農地売 買等事業 の促進を 図る。	農地売買支援事 業業務費	10分の 10以内	公益財 団法人 長崎県 農業振 興公社
4	長崎県 耕作放 棄地解	市町が策 定した耕 作放棄地	県担い手育成総 合支援協議会の 活動の強化に要	予算の 範囲内 で知事	県担い 手育成 総合支

	消総合 対策事 業費補 助金	解消5カ 年計画に 基づき耕 作放棄地 の解消を 図る。	する経費	が別に 定める 額	援協議 会
5	長崎県 農地集 積・集 約化対 策事業 費補助 金	農地中間 管理機構 による担 い手への 農地集積 及び集約 化を支援 する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 借受農地管 理等事業 (2) 農地中間管 理機構運営事 業 (3) 機構集積協 力金交付事業	定額	(1)及び (2) 公 益財 団法 人長 崎県 農業 振興 公社 (3) 市 町
6	国有農 地等管 理処分 事業事 務取扱 交付金	国有農地 等の管理 及び処分 並びに対 価徴収の 事務取扱 経費を負 担するこ とによ り、国有 農地等管 理処分業 務の円滑 な推進を 図る。	農地法等に規定 する農林水産省 所管の国有農 地、開拓財産等 の管理及び売渡 等の処分に要す る経費	10分の 10以内	市町
7	農地中 間管理 機構経 営基盤 強化対 策事業 費補助 金	農地中間 管理機構 の経営基 盤の強化 を図る。	農地中間管理機 構に指定した公 益財団法人長崎 県農業振興公社 の経営を安定的 な運営に要する 経費	定額	公益財 団法人 長崎県 農業振 興公社

6 農産園芸課関係

5 農産園芸課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
------------	-----------	-------------------	------------	------------

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 スマ ート農 業 営農体 系確立 支援事 業費補 助金	持続的生 産に関す る産地の 課題解決 のため、 先端技術 を組み入 れた新た	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 検討会の開 催及び産地営 農体系革新計 画の策定 (2) 新たな営農 技術体系の検	定額 ただし、 補助金 額の上 限は1 取組主 体当た り200	生産者 (農業 生産活 動を行 う個人 若しく は法人 又は農

					な営農技術体系の構築に向けて行う取組を支援する。	証	万円以内	業関係団体をいう。)、ICTベンダー、農機メーカー、地方自治体等により構成されている協議会。このうち、生産者及び県(普及組織)は必須の構成員とする。
1～5 略					2～6 略			
7	長崎県果実生産出荷安定基金造成事業費補助金	特定野菜産地における生産者の実需者との野菜の契約取引に伴うリスクを軽減す	長崎県契約特定野菜等安定供給促進事業に係る価格差補給交付準備金の造成に関する経費	3分の1以内	公益社団法人長崎県園芸振興基金協会	次に掲げる事業に要する経費 (1) 果実計画生産推進事業の交付準備金の造成に要する経費 (2) 緊急需給調整特別対策事業の交付準備金の造成に要する経費	(1) 指定果実出荷事業者の造成額以内 (2) 指定果実出荷事業者の造成額以内	公益社団法人長崎県園芸振興基金協会
6 略					8 略			
7	長崎県契約特定野菜等安定供給促進事業費補助金	特定野菜産地における生産者の実需者との野菜の契約取引に伴うリスクを軽減す	長崎県契約特定野菜等安定供給促進事業に係る価格差補給交付準備金の造成に関する経費	3分の1以内	公益社団法人長崎県園芸振興基金協会			

[illegible]

14～17 略

18	水田農業園芸作物・産地拡大推進事業費補助金	水田への園芸作物導入に取り組む集落の話し合いや栽培技術確立等の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 園芸作物導入支援事業 (2) 重点推進地区プラン策定支援事業	(1) 定額 (2) 定額	長崎県農業再生協議会
----	-----------------------	---	--	------------------	------------

15～18 略

19	儲かるながさき水田経営育成支援事業費補助金	売れる米づくり及び水田農業による所得向上を推進するため、儲かる水田経営計画等に基づき実施する品目転換による集落営農組織の育成、排水対策等水田汎用化による麦、大豆、高収益品目導入等水田フル活用及び県民米のブランド化の取組へ支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 水田農業産地計画実践事業 儲かるながさき水田経営計画に沿って実施する推進活動に要する経費 (1) 農業協同組合事業 (2) 生産部会等事業 (3) 集落営農組織等事業 2 水田フル活用推進事業 儲かるながさき水田経営計画に沿って、麦、大豆等の生産拡大を図るために必要な条件整備に要する経費 3 県民米ブランド化推進事業 儲かるながさき水田経営計画に沿って、高温耐性品種等の品質、食味向上等に係る取組に要する経費 4 水田畑地化プラン推進事業 水田畑地化プラン推進事業モデル集落における水田畑地化プラン	1の(1) 農業協同組合 1の(2) 及び(3) 生産組織、集落営農法人等 2 3分の1以内(集落営農法人にあっては、2分の1以内) 3 3分の1以内 4 予算の範囲内で知事が定める額	1の(1) 農業協同組合 1の(2) 及び(3) 生産組織、集落営農法人等 2 市町、農業協同組合、生産組織及び集落営農法人等 3 農業協同組合、生産組織及び集落営農法人等 4 長崎県農業再生協議会
----	-----------------------	---	---	--	---

									作成、推進等 に係る経費		
19	ながさ き水田 農業生 産強化 支援事 業費補 助金	売れる米 づくり及 び水田農 業による 所得向上 を推進す るため、 水田農業 産地計画 等に基づ き実施す る米・ 麦・大豆 の産地拡 大や「売 れる米づ くり」、 スマート 農業技術 等の導入 による水 田農業の 所得向上 を図る取 組へ支援 する。	次に掲げる事業 に要する経費 1 水田農業産 地計画実践事 業 水田農業産 地計画に沿っ て実施する推 進活動に要す る経費 (1) 農業協同 組合事業 (2) 生産部会 等事業 (3) 集落営農 組織等事業 2 水田高度利 用技術活用推 進事業 水田農業産 地計画に沿っ て実施する、 ICTを活用し たスマート農 業の条件整備 、水稻高温耐 性品種、業務 用米、麦「長 崎W2号」「長 崎御島」、大 豆及びソバの 生産拡大に必 要な条件整備 に要する経費	1の(1) 農業 協同 組合 1の(2) 及び(3) 1の(2) 及び(3) 3分の1 以内 又は 2分の1 以内 2 10 分の3以 内	1の(1) 農業 協同 組合 1の(2) 及び(3) 生産 組織 、集 落営 農法 人等 2 市 町、 農業 協同 組合 、生 産組 織及 び集 落営 農法 人等	20	加工業 務用産 地拡大 推進事 業費補 助金	加工業務 用産地の 計画的な 生産拡大 を図るた め、産地 と実需者 の連携を 強化する とともに 、産地の 取組を支 援する。	加工業務用農産 物の推進、生産 力及び販売力の 強化に要する経 費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	地域加 工業務 用産地 育成協 議会
21	ながさ き集落 営農育 成総合 支援事 業費補 助金	集落営農 の法人化 、集落営 農法人の 経営の安 定化、集 落営農の 組織間連 携及び担 い手不在 地域の営 農サポー ト等を行 う支援拠 点の整備 等を支援 する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 集落営農組 織の法人化に 対する支援 (2) 集落営農組 織の法人化後 の初期運営費 への支援 (3) 地域営農サ ポートセン ター設置支援	(1) 予 算の 範囲 内で 知事 が別 に定 める 額 (2) 2 分の 1以 内(30万 円を上 限	(1) 一 般社 団法人長 崎県農業 会議 (2) 及び (3) 市 町						

									とす る。)	
									(3) 事 業開 始年 は12 分の 5以 内、 2年 目は 3分 の1 以内 、3 年目 は4 分の 1以 内	
20	略									
21	長崎県 水田農 業高収 益作物 導入推 進事業 費補助 金	略								
22	諫早湾 周辺地 域カバ ークロ ップ導 入促進 事業費 補助金	諫早湾干 拓調整池 の流域の 農地から の肥料、 有機物等 の流入を 削減する ことによ り、水質 の改善を 図る。	補助対象者が調 整池流域の畑地 において、緑肥 作物等（カバー クロップ）の栽 培を行う農家に 対し、その種子 の購入費用を補 助する場合の当 該補助に要する 経費	10分の 4以内	市					
22	略									
23	長崎県 園芸作 物生産 転換促 進事業 費補助 金	略								
24	県内農 畜産物 消費拡 大対策 事業費 補助金	新型コロ ナウイル ス感染症 の拡大の 影響によ り、県内 農畜産物 の需要が 減退して いること から、花 きをは じめとす る県内農 畜産物の 消費拡大 等の取組 を支援す る。	1 県内農畜産 物の消費拡大 支援 (1) 県産農畜 産物の消費 拡大を喚起 するために 必要な広報 活動	1 2 分の 1以 内。た だし、 2,500 千円を 限度と する	2 2 分の 1以 内。た だし、 花代 のみと する。	長崎県 農業協 同組合 中央会				
							2 花き活用拡 大の取組支援 (1) 自治体や 学校、企業 等における 花きの活用 拡大を通じ た日常生活 での需要喚 起	2 2 分の 1以 内。た だし、 花代 のみと する。	長崎県 花き振 興協議 会	

									(2) <u>主要な空港、駅、観光地等における花きの活用拡大を通じた国内外の需要喚起</u>		
									3 <u>ウェブ等構築支援</u>	3 定額	長崎県花き振興協議会
									(1) <u>ウェブサイトの製作・広報等にかかる経費</u>		
23	長崎県環境保全型農業直接支払交付金	環境保全効果の高い営農活動に取り組むことにより、地球温暖化防止や生物多様性保全を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>県環境保全型農業直接支払交付金</u> 知事が別に定める環境保全型農業直接支払交付金の交付に必要な経費 (2) <u>県環境保全型農業直接支払等推進交付金</u> 知事が別に定める事業の実施に必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町	25	長崎県営農再開緊急対策事業費補助金	令和2年7月豪雨により発生した浸水等の影響により、栽培していた作物の流出等、甚大な被害が生じていることから、早急な営農再開に向けた取組を支援する。	令和2年度中の営農再開に必要な生産資材（種子・種苗、肥料等の消費材に限る。）の購入に要する経費	6分の1以内。ただし、市町の負担する額の範囲内とする。	市町
						26	加工業務用野菜産地緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、需要減となり出荷できなくなるなどの影響を受けた加工業務用野菜産地の維持を図る。	加工業務用野菜を緊急的に青果用へ転用するための以下の掛かり増し経費 1 <u>出荷・調製等にかかる経費</u> 2 <u>梱包資材費</u> 3 <u>運送費</u> 4 <u>出荷調製用機械の導入や借上等にかかる経費</u>	2分の1以内	全国農業協同組合連合会会長 崎県本部

6 農産加工流通課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3 略					
4	長崎県「農」ビジネスモデル構築支援事業費補助金	農業者と商工業者とのビジネスモデルを構築するため、県産農産物の魅力を活かした加工品や調理メニューの開発、販売展開などに支援する。	県農産物の魅力を活かして、県設定のテーマに沿ったビジネスモデル構築に対する生産から販売までの課題解決に必要な経費	定額	農業者と商工業者で組織する連携体

7 畜産課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	家畜導入事業費補助金	優良な肉用牛の増殖を促進する。	次に掲げる肉用牛の導入に要する経費 (1) 肉用繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲	(1) 補助対象経	略

7 農産加工流通課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	ながさき茶輸出促進事業費補助金	本県産茶の輸出拡大を図るための取組を支援する。	長崎県産茶の輸出拡大を図るために必要な各種活動に要する経費	補助対象事業費の2分の1以内	長崎県茶業振興協議会
4 略					
5	長崎県輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業交付金	輸出先国の市場変化に対応した冷凍食品等の家庭食品化又は新たな輸出先国への輸出に必要な規制等への対応のために必要な施設及び設備・機器の整備等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 ア 施設等整備事業費 イ 効果促進事業費 ウ 附帯事務費	ア及びイの2分の1以内。ただし、イはア及びイの合計額の20%以内。ウ 定額	市町
6	長崎県産農水産物販売促進事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響が生じている品目について緊急的な販売促進を支援する。	対象品目の販売促進に係るキャンペーン実施に必要な経費	補助対象事業費の2分の1以内（但し1店舗あたりの補助対象経費の上限は500千円）	県内量販店、直売所、事業協同組合等

8 畜産課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	家畜導入事業費補助金	優良な肉用牛の増殖を促進する。	次に掲げる肉用牛の導入に要する経費 (1) 肉用繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲	(1) 補助対象経	略

[illegible]

				6万円を上限とする。 <u>ゲノミック評価増頭タイプの場合にあつては1頭当たり11万円、ゲノミック評価維持タイプの場合にあつては1頭当たり6万円を上限とする。</u>				6万円を上限とする。	
			(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略			(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略	
2～4 略					2～4 略				
5	長崎県乳用牛群検定推進事業費補助金	牛群検定及び後代検定を推進し、乳成分の改善及び泌乳能力検定の普及を図る。	牛群検定における検定業務に要する経費を補助対象者が補助する場合の当該補助に要する経費	新規加入者及びAT加入者（加入後3年以内）50パーセント以内継続加入者25パーセント	長崎県酪農業協同組合連合会、農業協同組合				

		組を支援する。	システム ウ 利用者募集 エ 労働環境整備 オ 機械リース、レンタル	1 以 内 オ 定 額				を交付するために要する経費 (2) (1)の事業を円滑に実施するための推進指導に要する経費		
29	長崎県畜産環境対策総合支援事業費補助金	家畜排せつ物の地域偏在の解消及び畜産環境問題の解決を図る。	土づくり堆肥の生産・流通の促進による家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組と、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町及び知事が適と認める畜産クラスター協議会等			県内子牛市場の平均価格が黒毛和種で60万円、褐毛和種で55万円を下回り、かつ国の奨励金が交付されなかった場合に、経営改善の取組メニューのうち2つ以上を実施した生産者へ販売頭数に応じて奨励金を交付するために要する経費	1頭当たり1万円	農業協同組合等
30	チャレンジ酪農推進事業費補助金	自家産乳用雌牛の増頭と、育成預託施設等を活用した乳用後継牛確保を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 12ヶ月齢未満の乳用雌牛の増頭 (2) 育成預託施設への預託経費	(1) 1頭当たり5万5,000円 (2) 2分の1以内。ただし、1頭当たり5万円以内	長崎県酪農業協同組合連合会、畜産クラスター協議会					
31	蜜源確保対策事業費補助金	蜜源植物の増殖を推進し、蜂群数や蜂蜜生産量の増加ひいては県内養蜂業の振興を図る。	農地等の維持を目的とした蜜源作物の播種・植等に要する経費	定額	市町、地域協議会					
32	長崎県優良肉用子牛生産推進緊急対策補完事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県内子牛価格が一定の金額を下回った場合、経営改善に取り組む意欲的な繁殖農家を支援する。					新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県内子牛価格が一定の金額を下回った場合、経営改善に取り組む意欲的な繁殖農家を支援する。	県内子牛市場の平均価格が黒毛和種で60万円、褐毛和種で55万円を下回り、かつ国の奨励金が交付されなかった場合に、経営改善の取組メニューのうち2つ以上を実施した生産者へ販売頭数に応じて奨励金を交付するために要する経費		
33	長崎県家畜市場感染症防疫体制整備事業費補助金	家畜市場における公衆衛生維持を図るため、消毒液散布機器の導入を支援する。					家畜市場における公衆衛生維持を図るため、消毒液散布機器の導入を支援する。	家畜市場開設者がガイドラインに基づき、家畜市場の公衆衛生維持のため、消毒機器等の導入に要する経費	4分の3以内	県内家畜市場開設者

8 農村整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	農業経営高度化支援事業補助金	地域の合意に基づく担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、安定的な経営体の育成を図る。	将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成に要する次に掲げる経費 (1)及び(2) 略	100パーセント以内 ただし、(1)のうち、調査・調整事業については90パーセント以内	略
4～10 略					

11～13 略

9 農村整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	農業経営高度化支援事業補助金	地域の合意に基づく担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、安定的な経営体の育成を図る。	将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成に要する次に掲げる経費 (1)及び(2) 略	100パーセント以内 ただし、(1)のうち、調査・調整事業については85パーセント以内	略
4～10 略					
11	中山間地域施設管理体制整備支援事業補助金	土地改良施設等の適正かつ合理的な管理体制の確立を支援することにより、国土の保全等の多面的機能の維持及び発揮に資する。	土地改良施設等の適正かつ合理的な管理体制の確立を図るための次に掲げる事業に要する経費。ただし、事業費の限度を500万円とする。 (1) 管理体制整備検討会の設置 (2) 管理実態等調査及び農家等意向調査 (3) 管理体制強化促進活動 (4) 管理体制整備計画の策定	50パーセント以内	市町
12	農村振興総合整備実施計画策定事業補助金	農村振興総合整備実施計画の策定に助成することにより、農業振興総合整備事業及び中山間地域総合整備事業の円滑な推進を図る。	農村振興総合整備事業及び中山間地域総合整備事業の実施計画の策定に要する経費	50パーセント以内	市町
13～15 略					

14 略

15	長崎県 農業水利施設 ストックマネ ジメント事業 補助金	農業用排水施設 等の機能保全計 画に基づく施設 の更新、予防的 な保全対策及び 事後的な保全対 策を行い、施設 機能の効率的な 保全を図る。	次に掲げる経費 (1) 国営事業ま たは国庫補助事 業で造成された 施設等に関する 機能保全計画策 定費 (2) 国営事業ま たは国庫補助事 業で造成された 施設等に係る機 能保全計画に基 づく対策工事費	(1) 略 (2) 70パー セント以内。	市町
----	--	--	--	---------------------------------	----

16～20 略

21	農村地域 防災減災事業 補助金	総合的な防災・ 減災対策を実施 することによ	市町、土地改良 区等が実施する 次に掲げる事業 に要する経費	1 事業費 の50パー	略
----	-----------------------	------------------------------	---	----------------	---

16	農業用水水源 地域保全対策 事業補助金	良質な農業用水 の安定的な供給 と国土の保全を 図る。	農業用水と水源 林の関わりにつ いて理解を深め ること及び水源 林によりかん養 された農業用水 の有効利用を図 ることを普及促 進する活動に要 する経費	100パーセン ト以内	市町 土地改良区
----	---------------------------	--------------------------------------	---	----------------	-------------

17 略

18	長崎県 地域農業水利 施設ストック マネジメント 事業補助金	農業用排水施設 等の機能保全計 画に基づく施設 の更新、予防的 な保全対策及び 事後的な保全対 策を行い、施設 機能の効率的な 保全を図る。	次に掲げる経費 (1) 団体営造成 施設等に関する 機能保全計画策 定費 (2) 団体営造成 施設等に係る機 能保全計画に基 づく対策工事費 (3) 団体造成施 設等において発 生した突発的 事故に対する緊 急工事費 (4) ストックマ ネジメントに 関する技術指 導等に係る経 費	(1) 略 (2) 及び (3) 55パー セント以内。 ただし、県負 担を伴う事業 については70 パーセント以 内。	市町 土地改良区 土地改良事業 団体連合会等
----	--	--	---	--	-------------------------------------

19～23 略

24	農村地域 防災減災事業 補助金	総合的な防災・ 減災対策を実施 することによ	市町、土地改良 区等が実施する 次に掲げる事業 に要する経費	1 事業費 の50パー	略
----	-----------------------	------------------------------	---	----------------	---

	り、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、以って災害に強い農村づくりを推進する。	1 及び 2 略 3 緊急的な防災対策 4 ため池の廃止 5 ハザードマップ作成 6 実施計画策定等 7 安全施設の整備	セント以内又は定額補助				り、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、以って災害に強い農村づくりを推進する。	1 及び 2 略 3 防災減災対策 4 ため池の保全・避難対策	セント以内（二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画事業であつて令和 2 年度までに採択する場合にあつては定額補助） 2 及び 3 75 パーセント以内ただし、ため池の廃止については定額補助 4 令和 2 年度までに採
			2 及び 7 77 パーセント以内						
			3、5 及び 6 定額補助 4 60 パーセント以内又は						

				は定額補助						扱する場合にあっては定額補助	
22	長崎県通作条件整備事業補助金	既設農道について、点検診断を行うとともに、機能保全対策面からの更新整備及び農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る。	市町が、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振整第2453号農林水産事務次官依命通知）又は農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け3農振整第2736号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する次の事業に要する経費 1 基幹農道整備 保全対策型 2 一般農道整備 保全対策型	100パーセント以内	略	25	長崎県通策条件整備事業	既設農道について、点検診断を行うとともに、機能保全対策面からの更新整備及び農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る。	市町が、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振整第2453号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する次の事業に要する経費 1 基幹農道整備 保全対策型 2 一般農道整備 保全対策型	55パーセント以内	略
23及び24 略						26及び27 略					
9 諫早湾干拓課関係 略						10 諫早湾干拓課関係 略					
10 林政課関係						11 林政課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び6 略						1及び6 略					
7	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	地域住民が森林所有者と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組を推進する。	里山林等において活動組織が行う次の活動に要する経費 (1)～(5) 略 (6) 関係人口創出・維持タイ	略		7	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	地域住民が森林所有者と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組を推進する。	里山林等において活動組織が行う次の活動に要する経費 (1)～(5) 略	略	
8～11 略						8～11 略					
12	対馬しいたけ	対馬地域における	次に掲げる事業に要する経費及	略		12	対馬しいたけ	対馬地域における	次に掲げる事業に要する経費及	略	

活性化 対策事 業費補 助金	しいたけ の生産振 興を 図 る。	び補助対象者が 当該経費を補助 する場合の当該 補助に要する経 費 (1)～(3) 略 (4) 品質向上・ 販売流通促進 のための経費	
13～16 略			

11 森林整備室関係 略

12 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 ながさ き農林 業・農 山村構 造改善 加速化 事業補 助金	「次代に つなげる 活力ある 農林業産 地の振 興」、「多 様な住 民の活躍 による農 山村集落 の維持・ 活性化」 に必要な 施設機械 の導入を 支援する ことによ り、「第 3期なが さき農林 業・農山 村活性化 計画」の 推進を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 次代につな ぐ産地生産基 盤応援事業 ア 農業所得 1000万円農 家応援型 略 イ 認定農業 者応援型 略 ウ 後継者応 援型 後継者の 経営力向上 又は後継者 自らが農業 経営に参画 する経営体 の発展、円 滑な経営継 承を図るた めに必要な 施設等の整 備を支援す る。 エ 認定新規 就農者応援 型 受入団体 等登録制度 を活用して 就農する認 定新規就農	(1)ア 略 (1)イ 5分 の2 以内 又は 3分 の1 以内 (1)ウ 5分 の2 以内 又は 3分 の1 以内 (1)エ 2分 の1 以内 又は 3分 の1 以内	略

活性化 対策事 業費補 助金	しいたけ の生産振 興を 図 る。	び補助対象者が 当該経費を補助 する場合の当該 補助に要する経 費 (1)～(3) 略	
13～16 略			

12 森林整備室関係 略

13 農政課、農山村対策室、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 新構造 改善加 速化支 援事業 補助金	「収 益 性 の 向 上に向け た生産・ 流通・販 売対策の 強化」、 「経営感 覚に優れ た次代の 担い手の 確保・育 成」、「地 域の活力 と魅力に あふれる 農山村づ くり」に 必要な施 設機械の 導入を支 援するこ とにより 、「新な がさき農 林業・農 山村活性 化計画」 の推進を 図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 農業所得向 上支援事業 ア モデル型 略 イ 認定農業 者型 略 ウ 集落営農 法人型 集落営農 法人が規模 拡大や高収 益品目の導 入等により 経営改善を 図るために 必要な施設 等の整備を 支援する。	(1)ア 略 (1)イ 5分 の2 以内 (1)ウ 5分 の2 以内	略

[illegible]

			(3) 略	(3) 略				支援事業 地域住民に よる合意形成 等を通じて、 地域特産物の 育成等農山村 のコミュニ ティービジネ ス等により、 自ら地域の活 性化に取り組 む活動に必要な施設等の整備を支援する。	分の 1以 内
2～7 略					2～7 略				
8	林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金	1 持続的的林業確立対策として間伐材生産、資材を高度利用するための施業、路網整備、高性能林業機械の導入等を支援する。 2 木材産業等競争力強化対策として1と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 I 持続的的林業確立対策 1 森林整備・林業等振興整備(1)及び(2) 略 (3) 路網整備・機能強化 (4)及び(5) 略 2 森林整備・林業等振興推進(1) 略 (2) マーケティング力ある林業担い手等の育成 (3) 略 (4) 森林資源保全対策 II 略	略	8	林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金	1 持続的的林業確立対策として間伐材生産、資材を高度利用するための施業、路網整備、高性能林業機械の導入等を支援する。 2 木材産業等競争力強化対策として1と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 I 持続的其林業確立対策 1 森林整備・林業等振興整備(1)及び(2) 略 (3) 路網整備 (4)及び(5) 略 2 森林整備・林業等振興推進(1) 略 (2) 林業担い手等の育成確保 (3) 略 II 略	略

備考 別表の13に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。

(1) 略

(2) 2の補助金等 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課及び林政課

(3)～(5) 略

(6) 6の補助金等 農山村振興課、農産園芸課及び畜産課(7)及び(8) 略

13 農山村振興課、農業経営課、農産加工流通課並びに漁政課、漁業振興課及び水産加工流通課（水産部）共通略

14 農産加工流通課並びに水産加工流通課（水産部）共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金	海外ニーズに対応した輸出への取組を緊急的・集中的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 ア～ウ 略	ア及びイ (1) <u>2分の1以内</u> 。 （ <u>輸出向けHACCP等の認定・認証を取得する場合</u> ） (2) <u>10分の3以内</u> 。 （ <u>上記(1)以外の取組の場合</u> ） ただし、イの事業費は、アの事業費の20パーセント以内と	略

備考 別表の13に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。

(1) 略

(2) 2の補助金等 農政課、農山村対策室、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課及び林政課

(3)～(5) 略

(6) 6の補助金等 農山村対策室、農業経営課及び畜産課(7)及び(8) 略

14 農山村対策室、農業経営課、農産加工流通課並びに漁政課、漁業振興課及び水産加工流通課（水産部）共通略

15 農産加工流通課並びに水産加工流通課（水産部）共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金	海外ニーズに対応した輸出への取組を緊急的・集中的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 ア～ウ 略	ア及びイ <u>2分の1以内</u> 。 ただし、イの事業費は、アの事業費の20パーセント以内とする。	略

				する。 ウ 略
2 略				

						ウ 略
2 略						

長崎県告示第593号

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の一部を次のように改正し、令和3年8月24日から適用する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1 工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 1 入札参加資格の制限 次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>長崎県建設工事入札参加者格付要綱第10条第2号により入札参加資格を取消された者で、当該取消の日から1年を経過しない者</u> 2～6 略 第2 工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 1 入札参加資格の制限 次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>7(3)により入札参加資格を取消された者で、当該取消の日から1年を経過しない者</u> 2～4 略 5 変更届 入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった時は、遅滞なく、変更届を提出しなければならない。なお、関係法令上、変更の必要があるにもかかわらず、変更届が提出されていない場合も、遅滞なく、提出しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) <u>法令及び登録規程上の登録年月日</u> 6～8 略	第1 工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 1 入札参加資格の制限 次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。 (1)～(7) 略 2～6 略 第2 工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 1 入札参加資格の制限 次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。 (1)～(6) 略 2～4 略 5 変更届 入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった時は、遅滞なく、変更届を提出しなければならない。なお、関係法令上、変更の必要があるにもかかわらず、変更届が提出されていない場合も、遅滞なく、提出しなければならない。 (1)～(8) 略 6～8 略

長崎県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保日野松浦線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市日野町783番2地先から 佐世保市日野町795番1地先まで	前	11.2～11.3	51.7	
	後	11.2～25.2	51.7	

長崎県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路 線 名 厳原豆酛美津島線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先から 対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先まで	前	24.0～57.0	102.0	
	後	33.0～65.0	102.0	

長崎県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路 線 名 佐世保嬉野線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市新行江町363番3地先から 佐世保市新行江町363番3地先まで	前	15.6～16.3	11.5	
	後	14.9～16.3	11.5	

長崎県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路 線 名 大村外環状線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市沖田町134番1地先から 大村市沖田町160番5地先まで	前	25.4～47.0	71.6	
	後	20.4～37.6	71.6	

長崎県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路 線 名 382号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町雞知字陽樽ノ濱乙520番8地先から 対馬市美津島町雞知字陽樽ノ濱乙520番41地先まで	前	18.7～18.9	40.9	
	後	16.7～16.9	40.9	

長崎県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	佐世保市新行江町363番3地先から 佐世保市新行江町363番3地先まで	令和3年8月24日

公 告**特定計量器定期検査の実施（公告）**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時
東彼杵郡

市町村別	検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
東彼杵町	集合検査	千綿地区	東彼杵町農村環境改善センター	10月5日（火）	13時から15時まで
	同 上	彼杵地区	東彼杵町農民研修センター	10月6日（水）	11時から12時まで 13時から15時まで
波佐見町	同 上	波佐見町全地区	波佐見町勤労福祉会館	10月7日（木）	11時から12時まで 13時から15時まで
川 棚 町	同 上	川棚町全地区	川棚町公会堂	10月8日（金）	11時から12時まで 13時から15時まで
東彼杵郡 全地区	所在場所検査		計量器の所在の場所	10月1日から 10月31日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から16時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定定期検査機関 （一社）長崎県計量協会

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

西海市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	大瀬戸町松島地区	松島地区公民館	10月12日（火）	13時15分から14時まで
同 上	西彼町全地区	西彼農村環境改善センター	10月13日（水）	11時から12時まで 13時から15時まで
同 上	西海町全地区	西海総合支所	10月19日（火）	11時から12時まで 13時から15時まで
同 上	大瀬戸町多以良、瀬戸、雪の浦地区	大瀬戸コミュニティセンター	10月20日（水）	11時から12時まで 13時から15時まで
同 上	大島町全地区	大島農村勤労福祉センター	10月27日（水）	13時から16時まで
同 上	崎戸町崎戸地区	崎戸本郷公民館	10月28日（木）	9時30分から10時まで
		崎戸中央公民館		11時から12時まで
同 上	崎戸町平島地区	崎戸総合支所平島出張所	10月29日（金）	10時30分から11時30分まで
	崎戸町江島地区	崎戸総合支所江島出張所		13時30分から15時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所	計量器の所在の場所	10月12日から 10月31日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定期間検査機関 (一社) 長崎県計量協会

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みらい長崎ココウォーク
長崎県長崎市茂里町1番55号

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友道の尾店
長崎県長崎市葉山一丁目6-10

2 届出の概要

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎
長崎県長崎市尾上町1番1号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン夢彩都
長崎県長崎市元船町14番49外
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員候補者の推薦（公告）

第40期長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の任期が令和3年10月31日をもって満了するため、労働

組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次期長崎県労働委員会委員を任命したいので、下記の資格を有する使用者団体又は労働組合に対し、委員候補者の推薦を求める。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

1 推薦する使用者団体又は労働組合の資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主目的であること又はその業務の主要部分である使用者団体であること。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみに組織を有する労働組合であって、かつ、長崎県労働委員会において労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることの決定を受けた労働組合であること。

2 推薦される者の資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 労働組合法又は他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

3 使用者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

- (1) 別記様式による候補者推薦書
- (2) 推薦する使用者団体の定款等の規約及び事業報告書
- (3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

4 労働者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。

- (1) 別記様式による候補者推薦書
- (2) 労働組合法施行令第21条第3項の規定による長崎県労働委員会の証明書（組合資格審査申請書は、長崎県労働委員会へ令和3年9月6日（月）17時までに提出すること。）
- (3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

5 推薦書類の提出期限

令和3年9月30日（木）17時

6 推薦書類の提出先

長崎県産業労働部雇用労働政策課

（〒850-8570 長崎市尾上町3番1号）

別記様式

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

事務所の所在地

団 体 名

代 表 者 名

印

長崎県労働委員会 $\left(\begin{array}{c} \text{使用者} \\ \text{労働者} \end{array} \right)$ 委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、第41期長崎県労働委員会 $\left(\begin{array}{c} \text{使用者} \\ \text{労働者} \end{array} \right)$ を代表する委員の候補者として、次の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所属団体及び役職名	所属職場及び地位

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書と委員就任内諾書 各1通
- 2 定款等の規約及び直近の業務報告書（使用者委員候補者推薦の場合）
- 3 長崎県労働委員会の労働組合資格証明書（労働者委員候補者推薦の場合）

内 諾 書

長崎県労働委員会第四十一期委員に就任することを内諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

長崎県知事
中 村 法 道 様

肥料の登録（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。
令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥 第693号	副産動物質 肥料	大地の芽ぐ み 4-12	窒素全量 4.0% りん酸全量 12.0%	佐賀県佐賀市巨勢町大字東 西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	令和3年 8月11日	令和3年 8月11日 から 令和6年 8月10日 まで

管理規程変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、芦辺土地改良区の梅ノ木ダム管理規程の変更を認可した。
令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

- 認可日 令和3年8月11日
- 管理規程の概要
 - ダムの名称 梅ノ木ダム
 - 総貯水量 700,000m³
 - 管理主体 芦辺土地改良区
 - 管理規程に記載されている主な事項
 - ダムの諸元等に関する事項
 - 貯水及び放流に関する事項
 - 点検及び整備に関する事項
 - 非常事態における措置に関する事項
 - 観測及び調査に関する事項
 - その他必要な事項
- 管理規程の備付場所
芦辺土地改良区（壱岐市芦辺町中野郷西触362番地）

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、佐世保地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。
なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。
令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
佐世保地区土地改良事業変更計画書
- 縦覧期間

令和3年8月24日から令和3年9月13日まで

3 縦覧場所

佐世保市役所農林水産部農林整備課及び佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、佐世保2期地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
佐世保2期地区土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和3年8月24日から令和3年9月13日まで

3 縦覧場所

佐世保市役所農林水産部農林整備課及び佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧（公告）

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき、長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月24日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧期間

令和3年9月1日から令和3年9月14日まで

2 縦覧時間

午前9時00分から午後5時30分まで

3 縦覧場所

- ①長崎県長崎振興局長与都市開発事業所
②長与町役場（都市計画課）

正

誤

令和3年8月10日付け長崎県公報第11043号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
3355	27	有明町第1加入区	有明第1加入区
3355	28	有明町第2加入区	有明第2加入区
3355	31	有明町加入区	有明加入区

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミツクプリント